

資料2 広島銀行大河支店窃盜誤認事件

1. 10月11日朝、逮捕の時の話

○刑事とのやり取り

- ・「防犯カメラの映像に証拠が映つとる！」
- ・「左手で左胸のポケットに金をねじこんだんじゃ！」

2. 南署に行ってそのまま留置場へ

何度も証拠という防犯カメラの映像を見せてくれるように頼むが見せてくれない。

(※封筒・通帳など持参して見て頂きます。)

3. 当時着ていたシャツを3枚、任意提出

- ・刑事はポケットのあるものを選ぶ。

4. 取り調べではない取り調べ

- ・刑事の作った犯罪ストーリーを、強引に認めさせようとする。

刑事の犯行ストーリーは、置き忘れられたとする封筒を手にして、7~8歩、歩いた店内で、66,600円だけを抜き取り、また7~8歩、歩いて、元の記帳台に戻り、市・県民税の払い込み用紙の入った封筒を、元の位置に戻したというもの。

- ・机をたたいて威嚇して、自白を迫るばかり。

5. 防犯カメラの映像を見せられたのは、10月28日（逮捕されて18日のち）

- ・警察で動画を・・・部分的な3カットか4カットの短い映像を見せられた。

その後、検察でも映像を見せられた。しかし、66,600円のお金を抜いたり、お金をポケットに入れている映像は無い。お金を盗っていないので、当たり前。

ただ、記帳台を立ち去る時、一瞬、何か白いものを右手で取り上げたような映像があり、これは、銀行の払い出し用紙ではないかと思う。また、ATMに到着寸前に、私を俯瞰した横向きの映像に、手にしている払い出し票が、やけに細長く見え、封筒ではないかと強く迫られた。しかし、それは、防犯カメラの俯瞰アングルの角度がそのように映したもの。

・ATMの俯瞰映像で、私の後ろ姿を見て、着ていたシャツは、胸ポケットのないシャツであることに気づいて、検事に言って、最後の調書に書いてもらったが、それが出ていない。
(※シャツ持参で説明します。)

・見せられた映像は、私を犯人するために都合の良い部分で、それでも、お金を封筒から抜き出したり、その後、封筒を元の記帳台に戻す映像はない。ちなみに封筒や、中の振込用紙にも私の指紋は全くついていない。